

平成23年度第4回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時 :

平成24年(2012年)2月29日(水) 午前10時00分から午前11時30分

2. 場 所 :

箕面市役所本館3階委員会室

3. 出席者 :

1) 箕面市都市景観審議会委員 (7名)

会長 久 隆浩氏 委員 石川 照二氏

委員 稲野 正信氏 委員 加我 宏之氏

委員 横山 あおい氏 委員 大西 到子氏

委員 照屋 千賀氏

2) その他

市関係者 (7名)

事務局 (4名)

傍聴者 (2名)

4. 審議等の内容 :

事務局より委員の過半数の出席(委員9名中7名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】都市景観基本計画及び景観計画等の変更について(諮問)

市より、箕面森町(水と緑の健康都市)地区における都市景観形成地区の指定内容の変更について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の審議内容>

会長：既存の都市景観形成地区の基準の変更と併せて建築協定や緑地協定を用いて、一体的にまちづくりを行うということである。根拠とする制度がそれぞれ違うので、まずルールを考えて、それぞれどの制度が一番なじむのかを後から割り振ったということである。ちなみに、緑地協定は都市緑地法、建築協定は建築基準法、都市景観形成地区の基準は景観法の中で位置づけられている。また、説明の中でガイドラインを策定するとあったが、ガイドラインは他の法律の中で位置づけられないルールについて紳士協定的に運用されるというものであ

る。本審議会ではその中でも、都市景観形成地区の基準の変更について審議することが役割となる。

会長：ここまでしっかりとした基準をつくられるのであれば、なぜ市町村長の認定が必要である景観地区としなかったのか。事業者から、景観地区という要望はなかったのか。届出制の都市景観形成地区の指定でとどめておくという事業者の意思であると捉えて良いか。

市：どの手法を用いて担保づけるのが最善なのかということを事業者と協議しながら検討を重ねてきた。今回議論したルールについては、既存のルールの強化と緑地協定や建築協定などの住民間のルールを併用することで、景観地区という手法を用いずとも、十分担保できるであろうという結論に至った。

会長：法的に縛るよりも、建築主の景観に対する気持ちの高まりの中で、紳士協定的に守っていくことに適した都市景観形成地区という手法を用いた、ということと理解する。

委員：緑地協定と建築協定と複数の協定を用いているが、景観法に基づく景観協定を用いて1つにまとめるということはできなかったのか。

市：先ほども述べたように手法については、事業者との協議の中で決めたものである。今回の大きなポイントとして、緑地協定については区域全域を対象として協定を締結しているが、建築協定については共有地を有する5つの街区を対象としてルール化したものである。最終的に2つの協定を用いてルール付けするのが最善であるという結論に至った。

会長：建築協定は5つの街区を対象にしているということであるが、1つの運営委員会が運営するのか。それとも、5つの街区ごとの運営委員会が運営することになるのか。

市：5つの街区それぞれに運営委員会を設けて、運営していくことになる。

会長：緑地協定及び建築協定は、住民間の協定であるので、市は協定の許可を行うが、新たに計画される建物等がその協定のルールに適合しているかについての判断は、住民で組織した運営委員会が行わなければならない。対して、都市景観形成地区の基準については、市への届け出が義務となり、市が確認することになる。また、近所の方が集まって、その街区の建物に対してルールが守られているかを話し合っ確認することになる。積極的な住民の方の関わりを考えると、各街区ごとで運営委員会を組織するのが最善である。共有地を持つことは、

その維持管理等を考えると、大きなやっかいなことを抱え込むことになる。良質なコミュニティはそのようなやっかいごとを乗り越えながら、形成されていくものである。今後購入されるのはこのようなやっかいごとを了解されている方なので、結果として、みんなでまちを良くしていくという意思の持った方々が集まられることになる。

委員：確認であるが、建築物の高さの最高限度等のルールの中で、「地下及び小屋裏を除く階数は2階以下とし、景観に配慮した建築設備等を設置する場合を除き…（省略）」というところの建築設備等という中には、屋根に設置される太陽光発電パネルは含まれるという認識でよいのか。

市：そのとおりである。

会長：ここでいう建築設備等に具体的な例示がないが、衛星放送のアンテナなどはどう取り扱うのか。CATVに加入し、アンテナを設置しないように誘導するといったようなところまでは考えていないのか。

市：基本的にはアンテナ類はなるべく設置していただかない方向で考えている。ただ、近年、様々なアンテナの形態・意匠があるので、景観に配慮することを前提に、内容によっては認めていくことになる。アンテナ設備など屋上に多数、設置することとなれば、スカイラインを阻害する要因にもなるし、この第2区域というところは、地形的に第1区域から見下ろす形になるので、上からの眺望という点も重要と考えている。景観に配慮されているものであれば認め、あまりにも景観を阻害するようなものであれば排除していく、ということを実際の運用の中で確認していきたい。

会長：他に意見がないようであれば、本案件については諮問内容のとおり妥当として答申するとしてよろしいか。

（異議なし）

会長：それでは諮問案件のとおり妥当として答申する。

【案件2】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について（諮問）

市より、北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業F35-1街区1画地から11画地までにおける建設行為等の審査について説明を行った後、審議を行った。

<【案件2】の審議内容>

会長：山すそ景観保全地区内ということで、完全に見えないということではないが、ほとんど影響がないということである。

会長：この案件について、ご意見がないようであるので、本案件については諮問内容のとおり妥当として答申するとしてよろしいか。

(異議なし)

会長：それでは諮問案件のとおり妥当として答申する。

会長：事務局からその他連絡事項等はあるのか。

市：現在、2月13日から3月13日まで止々呂美景観保全策として、パブリックコメントを行っている。先日、止々呂美地域で説明会も開催しており、市民の方のご意見をいただき、まとまった段階で本審議会にて諮問させていただきたいと考えている。

会長：パブリックコメントの際には常に申し上げているが、パブリックコメントは反対あれば意見する制度であると、思い違いされている方がおられる。本来、いい提案であるという賞賛する意見もいただけるはずであるが、賞賛する意見というのはわざわざ筆をとってまで寄せられないのが残念である。三重県伊勢市が都市計画マスタープランを徹底した市民参加でつくられたときには、かなり賞賛の意見をいただいたと聞いている。パブリックコメントの結果、0件という事例もあるが、反対意見がなければ「その提案どおりでよい」であるとか「良い提案である」といったような意見が寄せられるのが本来の趣旨である。本審議会の場だけでなく、もっとたくさんの市民の方にお伝えできればと思っているので、委員のみなさんにおかれてはこの機会に、パブリックコメントの本来の趣旨を周りの市民の方に伝えていただきたいと思います。

以上